

# すすき野中学校 部活動を支援する会 会則

## 1. 名 称

第1条 本会はすすき野中学校の部活動を支援する会と称し、  
〒 225-0021 横浜市青葉区すすき野 3-4-3 横浜市立すすき野中学校内に事務局を置く。

## 2. 目 的

第2条 本会は生徒の健全育成を目指す部活動を支援することを目的とする。

## 3. 活 動

第3条 前条の目的を達成するため、円滑な部活動の運営に向けて協力する。

## 4. 会 員

第4条 会員は本校部活動生徒に関わる保護者ならびに教職員とする。

第5条 本会に参与を置き、学校長及び副校長がこれにあたるものとする。

## 5. 代表者会

第6条 代表者会は各部の代表者及び教職員の代表者をもって構成する。

第7条 本会は代表者会より選出した次の役員および会計監査を置く。役員及び会計監査の任期は1年とする。  
ただし再任を妨げない。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名（教職員）
3. 書 記 1名
4. 会 計 2名（保護者1名、教職員1名）
5. 会計監査 1名（前年度会計保護者）

第8条 役員選出においては、各部代表者の自発的な意思により立候補の希望を申し出て候補者となることができる。候補者が役員の定数を満たさない場合、抽選（くじ引き等）により候補者を選出する。  
抽選の手続きに関しては前年度役員で決めることができる。

第9条 代表者会は必要に応じて会長が召集する。

第10条 代表者は2の目的達成と3の活動のため必要な事項を審議し決定する。

## 6. 総 会

第11条 総会は会員をもって構成する。総会の形式としては対面総会あるいは書面総会とする。

第12条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。  
書面総会においては会員の書面による議決権行使により議決するものとし、会員の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立する。

第13条 総会は最高の議決機関であり、出席者の過半数の賛成があれば議案は成立する。  
書面総会においては議決権行使書による過半数の賛成があれば議案は成立する。

第14条 総会は年に1回、会長の召集で行うことができる。

第15条 総会は会員の4分の1以上の要請があれば、総会を召集しなければならない。

第16条 総会のないときは、代表者会での決定がそれに代わることができる。

## 7. 会 費

第17条 本会は必要な経費を保護者会員より徴収することができる。

第18条 会費の徴収及び執行は、別に定める細則にのっとる。

## 8. 会則の改正

第19条 この会則は、対面総会においては出席者の過半数、書面総会においては会員の過半数の賛成で改正できる。

## 9. 付 則

1.この会則は平成14年5月10日より施行される。

2.令和3年5月26日より一部改定、施行される。